



山形県公報

平成28年11月25日（金）
第2800号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…1245
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1246
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1247
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）… 同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）… 同
- 同……………（最上総合支庁建築課）…1251
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…1254

## 告 示

### 山形県告示第969号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成28年12月2日山形市に招集する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|----------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 山形市大字滑川字道端326番1から<br>同 休石299番2まで | 旧    | 15.2メートル<br>} 8.7  | メートル<br>} 255 |
| 同 上                              | 新    | 15.6メートル<br>} 10.0 | 同 上           |

**山形県告示第971号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長                 |
|---------------------------------|------|-----------------------|---------------------|
| 山形市蔵王上野3478番1から<br>同 字中島566番1まで | 旧    | 13.4メートル<br>}<br>8.2  | 179 <sup>メートル</sup> |
| 山形市蔵王上野3130番1から<br>同 字中島566番1まで | 新    | 15.0メートル<br>}<br>12.4 | 同 上                 |

**山形県告示第972号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 286号
- 2 供用開始の区間 山形市大字滑川字道端326番1から  
同 休石299番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月25日

**山形県告示第973号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王上野3130番1から  
同 字中島566番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月25日

**山形県告示第974号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|----------------------------|---------------|------|--------------------|---------|
| 東置賜郡高島町大字中里字中里297番1から<br>同 | 泉岡字天神森1038番まで | 旧    | 33.0メートル<br>} 15.0 | 328メートル |
| 同                          | 上             | 新    | 36.0メートル<br>} 17.8 | 同上      |

**山形県告示第975号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字苺字下苺371番1から  
同 366番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年11月25日

**山形県告示第976号**

次の開発行為は、完了した。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成28年7月27日 指令置総建第30号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南陽市若狭郷屋字沢見811番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 山形市落合町205番地 社会福祉法人いずみノ社

**山形県告示第977号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 大山二丁目17番12号 」 を 「 大山二丁目18番34号 」 に改める。

**附 則**

この規程は、平成28年12月5日から施行する。

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                  | 所在地                     | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分              | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|---------------------|-------------------------|------|-------------------------------|------|-----------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                     |                         | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                 | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第二ア<br>パート4号    | 山形市鈴川町三<br>丁目17-22      | 3K   | 44.4                          | 2    | 一般用             | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 20,300 | 20,300                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同<br>5号             | 同<br>17-17              | 同    | 44.4                          | 1    | 同               | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 19,700 | 19,700                             | 単身可                                |
| 同<br>五十鈴アパ<br>ート3号  | 同<br>大野目二<br>丁目2-46     | 同    | 51.2                          | 2    | 同               | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900 | 26,900                             |                                    |
| 同<br>桜町アパー<br>ート1号  | 同<br>桜町四丁<br>目12-16     | 3DK  | 63.9                          | 1    | 同               | 20,400                  | 23,600                             | 26,900                             | 30,400                             | 34,700 | 40,100                             |                                    |
| 同<br>2号             | 同<br>12-20              | 同    | 64.2                          | 1    | 同               | 20,800                  | 24,000                             | 27,500                             | 31,000                             | 35,400 | 40,900                             |                                    |
| 同<br>宮町アパー<br>ート2号  | 同<br>宮町二丁<br>目8-26      | 同    | 66.5                          | 1    | 同               | 22,400                  | 25,900                             | 29,600                             | 33,400                             | 38,200 | 44,100                             |                                    |
| 同<br>きたまちア<br>パート3号 | 同<br>桜町三丁<br>目2-9       | 同    | 66.5                          | 1    | 同               | 25,500                  | 29,500                             | 33,700                             | 38,000                             | 43,400 | 50,100                             |                                    |
| 同<br>東山住宅           | 同<br>大字十文<br>字6106      | 2DK  | 61.5                          | 1    | 特定目的用<br>(身障者用) | 23,900                  | 27,600                             | 31,600                             | 35,600                             | 40,700 | 47,000                             | 単身可                                |
| 同<br>飯塚住宅3<br>号     | 同<br>飯塚町<br>1353-1      | 同    | 55.4                          | 1    | 一般用             | 23,000                  | 26,600                             | 30,400                             | 34,300                             | 39,200 | 45,200                             | 単身可                                |
| 同<br>土屋倉アパ<br>ート3号  | 同<br>上山市美咲町二<br>丁目3     | 3DK  | 53.7                          | 1    | 同               | 12,900                  | 14,900                             | 17,000                             | 19,200                             | 21,900 | 25,300                             |                                    |
| 同<br>日光アパー<br>ート5号  | 同<br>天童市北久野本<br>四丁目17-5 | 同    | 62.9                          | 1    | 同               | 22,700                  | 26,200                             | 30,000                             | 33,800                             | 38,600 | 44,600                             |                                    |
| 同<br>天童駅西ア<br>パート3号 | 同<br>駅西二丁<br>目2-31      | 同    | 64.2                          | 1    | 同               | 19,500                  | 22,500                             | 25,800                             | 29,100                             | 33,200 | 38,300                             |                                    |
| 同<br>近江アパー<br>ート1号  | 同<br>東村山郡山辺町<br>近江1-1   | 同    | 64.2                          | 3    | 同               | 19,100                  | 22,100                             | 25,300                             | 28,500                             | 32,600 | 37,600                             |                                    |
| 同<br>3号             | 同                       | 同    | 64.6                          | 1    | 同               | 19,500                  | 22,500                             | 25,800                             | 29,100                             | 33,200 | 38,300                             |                                    |

|                  |                          |     |      |   |                    |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|--------------------------|-----|------|---|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 中原了パー<br>ト1号   | 同 中山町<br>大字長崎881-<br>2   | 2DK | 53.4 | 1 | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 | 单身可 |
| 同 南寒河江ア<br>パート1号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5 | 3DK | 64.2 | 1 | 一般用                | 17,300 | 19,900 | 22,800 | 25,700 | 29,400 | 33,900 |     |
| 同 左沢了パー<br>ト     | 西村山郡大江町<br>大字藤田264-<br>3 | 同   | 59.3 | 1 | 同                  | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同 楯岡了パー<br>ト     | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23       | 同   | 54.6 | 1 | 同                  | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 |     |
| 同 楯岡中町ア<br>パート   | 同 楯岡中町<br>5-1            | 同   | 63.7 | 1 | 同                  | 19,900 | 22,900 | 26,200 | 29,600 | 33,800 | 39,000 |     |
| 同 尾花沢了パ<br>ート    | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36        | 同   | 64.2 | 2 | 同                  | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年12月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで

ただし、郵送の場合は、平成28年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成29年2月1日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 金数          | 摘要 |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|----|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |             |    | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート1号 | 新庄市金沢1494<br>-1 | 3DK  | 62.8                          | 1    | 一般用 | 15,600<br>円             | 18,000<br>円                        | 20,600<br>円                        | 23,200<br>円                        | 26,500<br>円                        | 30,600<br>円 |    |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年12月1日から同月7日までの午前9時30分から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成28年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

## 5 入居の時期 平成29年1月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |                                            |
|------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
|            |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパート1号 | 鶴岡市美原町18-1     | 3DK  | 74.2                          | 1    | 一般用 | 19,700                  | 22,700                                     | 26,000                                     | 29,300                                     | 33,500 | 38,700                                     | 3月分の家賃に相当する額                               |
| 同 3号       | 同 19-23        | 2DK  | 40.5                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,800                                     | 15,800                                     | 17,800                                     | 20,400 | 23,500                                     | 单身可                                        |
| 同 東部アパート1号 | 同 朝陽町6-25      | 3DK  | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                  | 16,300                                     | 18,600                                     | 21,000                                     | 24,000 | 27,700                                     |                                            |
| 同          | 同              | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                  | 16,300                                     | 18,600                                     | 21,000                                     | 24,000 | 27,700                                     | 单身可                                        |
| 同 3号       | 同 6-6          | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 14,900                  | 17,200                                     | 19,700                                     | 22,200                                     | 25,400 | 29,300                                     |                                            |
| 同 茅原アパート1号 | 同 茅原字草見鶴16-1   | 同    | 63.5                          | 3    | 同   | 17,000                  | 19,600                                     | 22,400                                     | 25,300                                     | 28,900 | 33,300                                     |                                            |
| 同 2号       | 同              | 4DK  | 71.5                          | 2    | 同   | 19,400                  | 22,400                                     | 25,600                                     | 28,900                                     | 33,000 | 38,100                                     |                                            |
| 同 3号       | 同              | 3DK  | 61.0                          | 2    | 同   | 17,000                  | 19,700                                     | 22,500                                     | 25,400                                     | 29,000 | 33,500                                     |                                            |
| 同 末広アパート1号 | 同 末広町23-63     | 同    | 69.3                          | 1    | 同   | 22,900                  | 26,500                                     | 30,300                                     | 34,100                                     | 39,000 | 45,000                                     |                                            |
| 同 川南アパート1号 | 同 酒田市若宮町二丁目1-1 | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,500                  | 17,900                                     | 20,500                                     | 23,100                                     | 26,400 | 30,500                                     |                                            |
| 同          | 同              | 同    | 51.2                          | 3    | 同   | 15,500                  | 17,900                                     | 20,500                                     | 23,100                                     | 26,400 | 30,500                                     | 单身可                                        |
| 同 2号       | 同 1-2          | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,700                  | 18,100                                     | 20,700                                     | 23,400                                     | 26,700 | 30,800                                     | 单身可                                        |
| 同 川南住宅3号   | 同 1-3          | 同    | 54.6                          | 2    | 同   | 16,500                  | 19,000                                     | 21,800                                     | 24,600                                     | 28,100 | 32,400                                     |                                            |
| 同          | 同              | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,500                  | 19,000                                     | 21,800                                     | 24,600                                     | 28,100 | 32,400                                     | 单身可                                        |

|                |                      |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|----------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 川南アパー<br>ト5号 | 同 1-5                | 3K  | 55.7 | 1 | 同 | 17,200 | 19,800 | 22,700 | 25,600 | 29,300 | 33,800 |     |
| 同 こがねアパ<br>ト2号 | 同 こがね町<br>一丁目21-11   | 4DK | 71.5 | 1 | 同 | 20,000 | 23,100 | 26,400 | 29,800 | 34,000 | 39,300 |     |
| 同 東泉アパー<br>ト1号 | 同 東泉町四<br>丁目15-21    | 3DK | 61.0 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 |     |
| 同 2号           | 同 15-22              | 同   | 62.6 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 |     |
| 同 3号           | 同                    | 同   | 64.2 | 2 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同 鳥海アパー<br>ト1号 | 同 富士見町<br>三丁目2-118   | 同   | 69.2 | 2 | 同 | 23,200 | 26,800 | 30,600 | 34,500 | 39,500 | 45,500 |     |
| 同 2号           | 同                    | 同   | 69.2 | 1 | 同 | 23,500 | 27,100 | 31,000 | 35,000 | 40,000 | 46,100 |     |
| 同 北新町アパ<br>ト1  | 同 北新町一<br>丁目1-58     | 2DK | 55.0 | 1 | 同 | 20,000 | 23,100 | 26,400 | 29,800 | 34,100 | 39,300 | 单身可 |
| 同 狩川アパー<br>ト   | 同 東田川郡庄内町<br>狩川字山居22 | 3DK | 58.0 | 1 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |     |
| 同              | 同                    | 同   | 58.0 | 2 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | 单身可 |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年12月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成28年12月9日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成29年2月上旬